

昭和二十四年総理府・大蔵省令第一号

官報及び法令全書に関する内閣府令

官報、法令全書、職員録等ノ発行ニ関スル件
(昭和十八年ノ閣令ノ大蔵省令ノ第一号)を改正
する命令を次のように定める。

(官報)

第一条 官報は、憲法改正、詔書、法律、政令、
条約、内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、
省令、規則、庁令、訓令、告示、国会事項、裁
判所事項、人事異動、叙位・叙勲、褒賞、皇室
事項、官庁報告、資料、地方自治事項及び公告
等を掲載するものとする。

(法令全書)

第二条 法令全書は、憲法改正、詔書、法律、政
令、条約、内閣官房令、内閣府令、デジタル庁
令、省令、規則、庁令、訓令及び告示等を集録
するものとする。

附 則

1 この命令は、公布の日から施行する。

2 復興庁が廃止されるまでの間における第一条
及び第二条の規定の適用については、第一条及
び第二条中「デジタル庁令」とあるのは、「デ
ジタル庁令、復興庁令」とする。**附 則** (昭和二十七年四月二十八日総理府
令・大蔵省令第三号)この命令は、日本国との平和条約の最初の効
力発生の日から施行する。**附 則** (昭和二十七年八月一日総理府令・
大蔵省令第四号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十八年七月一日総理府令・
大蔵省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十二年三月三〇日総理府・
大蔵省令第一号)この命令は、昭和六十二年四月一日から施行
する。**附 則** (平成二二年八月二一日総理府・
大蔵省令第五六号)この命令は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平
成十三年一月六日)から施行する。**附 則** (平成一五年三月三一日内閣府令
第二三三号)この府令は、平成十五年四月一日から施行す
る。**附 則** (平成二四年二月六日内閣府令第
三三三号)この府令は、復興庁設置法の施行の日(平成
二十四年二月十日)から施行する。**附 則** (平成二六年五月二九日内閣府令
第四三三号)この府令は、国家公務員法等の一部を改正す
る法律(平成二六年法律第二十二号)の施行
の日(平成二六年五月三十日)から施行す
る。**附 則** (令和三年八月二七日内閣府令第
五七号)この府令は、令和三年九月一日から施行す
る。